

気象ビジネス推進コンソーシアム 細則

平成29年6月14日 第3回運営委員会承認

平成29年9月11日 第5回運営委員会承認

(総則)

第1条 気象ビジネス推進コンソーシアム規約(以下「規約」という。)第20条に基づき、ここに細則を定める。

(会員)

第2条 当分の間、規約第4条第2項に規定の法人会員、有識者会員、特別会員のどの種別にも当てはまらない又はこれらの構成員である個人から気象ビジネス推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)への入会申し込みがあった場合、その個人が次の条件を了承することを確認した上、個人会員として入会を認めることとする。

一 個人会員は総会に出席することができる。ただし、総会の議決権は、法人会員、有識者会員及び特別会員のみ保有するものとする。

二 役員、運営委員に就任できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。

三 ワーキング・グループに参加できるのは、法人会員、有識者会員及び特別会員のみとする。

四 個人会員は、法人会員、有識者会員及び特別会員の全員へ共有するものと同じ情報を受けることができるものとする。

五 個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができる。ただし、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び有する資格等を用いて行うものとする。

(会員名簿の公表)

第3条 コンソーシアム会員の名簿については、公表を認めた法人会員、有識者会員、特別会員の情報のみ掲載し、運営委員会での承認を得て公表するものとする。

(入退会)

第4条 入会申込書、退会届の記載内容を別添のとおり定める。

第5条 法人会員が解散又は破産したときには、退会したものとみなす。

第6条 法人会員以外の会員については、メールで連絡が取れなくなった場合、退会したものとみなす。

(総会)

第7条 総会の議事録は事務局にて作成し、出席した運営委員の了承を得て公開するものとする。

(運営委員会)

第8条 運営委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

2 運営委員が欠けた場合、運営委員会は当該運営委員の所属する法人から補欠の運営委員を臨時に選任することができる。

3 前項の規定による運営委員の選任は、選任後最初の総会で事後の承認を得なければならない。

4 第2項の選任による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 運営委員会開催の発議は、運営委員が会長に対して行うことができる。

第10条 規約第13条第6項に基づき、運営委員会を招集する運営委員あるいは運営委員長を会長が指名する必要がある場合は、前条の運営委員会開催の発議が行われる都度指名するものとする。

2 同項に基づき、電子メール等の電子的手段により運営委員会を開催する場合は、その議事は運営委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第11条 運営委員会の議事録は事務局にて作成し、出席した運営委員の了承を得て公開するものとする。

(専門ワーキング・グループ)

第12条 ワーキング・グループの構成員は、コンソーシアム会員が申請し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 ワーキング・グループの構成員には、運営委員が含まれるよう努めるものとする。

3 ワーキング・グループに座長、副座長を置き、ワーキング・グループ構成員の互選により選出するものとする。

- 4 座長は、ワーキング・グループを主宰する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長不在時においてその任務を代行する。
- 6 ワーキング・グループには、必要に応じてサブグループを設置することができる。
- 7 サブグループの設置は、ワーキング・グループが自ら定める方法で決定することができる。サブグループの廃止も同様とする。
- 8 サブグループを設置若しくは廃止した場合は、運営委員会に報告しなければならない。
- 9 ワーキング・グループの活動方針、活動内容については、適時に運営委員会へ報告するものとする。

第13条 ワーキング・グループを廃止する場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第14条 本細則は、運営委員会の決議をもって変更することができる。

第15条 コンソーシアムとしての外部イベントへの後援・協賛・協力等については、運営委員会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成29年6月14日より施行する。

この細則(改正版)は、平成29年9月11日から施行する。

気象ビジネス推進コンソーシアム入会申込書（法人・有識者会員用）

平成××年×月×日

気象ビジネス推進コンソーシアム
会長 殿

企業・団体名
（例）株式会社
担当者氏名（例）気象 太郎

気象ビジネス推進コンソーシアムに入会いたしたく、細則第 4 条に従い、届け出をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- (1) 企業・団体名： _____
- (2) 企業・団体名（フリガナ）： _____
- (3) 業種： _____
- (4) 代表者名： _____
- (5) 代表者役職名： _____
- (6) 代表者 E-mail アドレス： _____
- (7) 担当者氏名： _____
- (8) 担当者氏名（フリガナ）： _____
- (9) 担当者所属部署： _____
- (10) 担当者役職： _____
- (11) 担当者所属部署の郵便番号： 〒 _____ - _____
- (12) 担当者所属部署の住所： _____
- (13) 担当者所属部署の電話番号： _____ - _____ - _____
- (14) 担当者所属部署の FAX 番号： _____ - _____ - _____
- (15) 担当者 E-mail アドレス： _____
- (16) 会員種別： _____
- (17) 会員リストでの公開希望有無： _____
- (18) 人材育成ワーキンググループへの参加希望有無： _____
- (19) 新規気象ビジネスワーキンググループへの参加希望有無： _____
- (20) 「誓約に関する事項」について該当しないことへの誓約： _____
- (21) 「個人情報の取り扱いについて」への同意： _____
- (22) 本コンソーシアムへご参加いただくきっかけ等(ご記入は任意です)： _____
-

< 法人・有識者会員の入会に関する留意事項 >

業種について

日本標準産業分類の中分類でご記入ください。

代表者指名について

法人会員様はご記入ください。

会員種別について

- ・民間企業等の組織の場合は、「法人会員」とご記入ください。
- ・大学等研究機関の研究者の方は、「有識者会員」とご記入ください。
- ・中央省庁や地方公共団体の場合は、「特別会員」とご記入ください。

誓約に関する事項について

以下の内容について、誓約できる場合は、「該当しないことを誓約します。」とご記入ください。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

個人情報の取り扱いについて

以下の内容について、同意できる場合は、「同意します。」とご記入ください。

ご提供いただきました個人情報はコンソーシアムの受付、運營業務に限り使用いたします。なお、ご本人様の同意がある場合または法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、上記目的以外での利用及び第三者への開示・提示はいたしません。

気象ビジネス推進コンソーシアム入会申込書（個人会員用）

平成XX年X月X日

気象ビジネス推進コンソーシアム
会長 殿

氏名（例）気象 太郎

気象ビジネス推進コンソーシアムに入会いたしたく、細則第4条に従い、届け出をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- (1) 氏名： _____
- (2) 氏名（フリガナ）： _____
- (3) 郵便番号： 〒 _____ - _____
- (4) 住所： _____
- (5) 電話番号： _____ - _____ - _____
- (6) FAX 番号： _____ - _____ - _____
- (7) E-mail アドレス： _____
- (8) 保有する資格等： _____
- (9) 「誓約に関する事項」について該当しないことへの誓約：

- (10) 「個人情報の取り扱いについて」への同意： _____
- (11) 本コンソーシアムへご参加いただくきっかけ等(ご記入は任意です)：

< 個人会員の入会に関する留意事項 >

留意事項

- ・ 個人会員は総会に出席することができますが、議決権はございません。
- ・ 役員、運営委員への就任はできません。
- ・ ワーキンググループへの参加はできません。
- ・ 個人会員は、コンソーシアム主催の催事に参加することができますが、発表や講演を行う場合、個人会員の所属企業名ではなく、個人名及び有する資格等を用いて行う必要があります。
- ・ 会員名簿での個人名の公開は行うことができません。

保有する資格等について

気象予報士、 学会会員等を記載ください。

誓約に関する事項について

以下の内容について、誓約できる場合は、「該当しないことを誓約します。」とご記入ください。

個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

個人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

個人が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

個人が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

個人情報の取り扱いについて

以下の内容について、同意できる場合は、「同意します。」とご記入ください。

ご提供いただきました個人情報はコンソーシアムの受付、運營業務に限り使用いたします。なお、ご本人様の同意がある場合または法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、上記目的以外での利用及び第三者への開示・提示はいたしません。

気象ビジネス推進コンソーシアム退会申込書

平成XX年X月X日

気象ビジネス推進コンソーシアム
会長 殿

企業・団体名
(例) 株式会社
担当者氏名(例) 気象 太郎

気象ビジネス推進コンソーシアムを退会いたしたく、細則第4条に従い、届け出をいたしますので、よろしくお取り計らい願います。

(1) 企業・団体名：

(2) 代表者氏名：

(3) 退会理由など(ご記入は任意です)：